

# TMB ニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 30 年 5 月 25 日発行  
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp) 担当: 西村 亮祐  
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アケイ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302  
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

## 一般社団法人等による租税回避行為規制

### 1. 一般社団法人等に対する課税の見直し

一般社団法人及び一般財団法人（以下「一般社団法人等」という）には持分の定めがないことを利用して、一般社団法人等に財産を移転後、理事の交代により実質的にその財産を子や孫に承継させるという手法を利用した行き過ぎた節税（租税回避行為）に対し、平成 30 年度税制改正で規制がかかりました。

### 2. 相続税課税見直しについて

特定一般社団法人等（注 1）の理事である者が死亡した場合には、その死亡した者（被相続人）の相続開始時におけるその特定一般社団法人等の純資産額をその相続開始時における同族理事の数に一を加えた数で除して計算した金額を、その特定一般社団法人等を被相続人から遺贈により取得した個人とみなし、その特定一般社団法人等に相続税が課税されます。

課税対象となる死亡した理事に該当するかどうかは、相続開始の直前のみならず、理事でなくなった日から 5 年を経過していない者が含まれ、また、被相続人と同時に死亡した者が対象となる理事等であるときは、その死亡した者の数も加えられます。

対象役員	特定一般社団法人等の理事
課税原因	上記の対象役員が 1 人が死亡した場合
課税対象者	特定一般社団法人等
課税対象額	特定一般社団法人等の純資産額 死亡時における被相続人を含む同族理事（注 2）の数
課税根拠	遺贈により取得した者とみなして相続税を課税
贈与税額等の控除	相続税法第 66 条により、贈与税又は相続税の負担が不当に減少する結果になるとして既に贈与等により取得した財産について課税された贈与税又は相続税の額がある場合には、相続税額から控除

（注 1）特定一般社団法人等の意義

次のいずれかを満たす一般社団法人等をいう。

- i. 相続開始直前における同族理事数が、総理事数の過半数であること
- ii. 相続開始前 5 年以内に、同族理事数が総役員数の『2 分の 1 を超える期間』の合計が 3 年以上であること

（注 2）同族理事の範囲

一般社団法人等の理事のうち①被相続人、②その配偶者又は 3 親等以内の親族、③被相続人と内縁関係にある者、④被相続人の使用人等、⑤③④と生計を一にするこれらの者の配偶者又は 3 親等内の親族、⑥被相続人が役員である他の会社の役員又は使用人をいう。

### 3. 生前贈与加算と相続税額の 2 割加算

上記により特定一般社団法人等に相続税が課税される場合において、その特定一般社団法人等が被相続人に係る相続開始前 3 年以内にその被相続人から贈与により財産を取得していても、その贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算する規定（生前贈与加算）は適用されません。

ただし、特定一般社団法人等は 1 親等の血族及び配偶者以外の者であるため、相続税額は 2 割加算されます。

### 4. 適用関係

上記の改正は、平成 30 年 4 月 1 日以後に贈与又は遺贈により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用されます。

ただし、同日前に設立された一般社団法人等については、平成 33 年 4 月 1 日以後のその一般社団法人等の理事である者（その一般社団法人等の理事でなくなった日から 5 年を経過していない者を含む）の死亡に係る相続税について適用されます。また、平成 30 年 3 月 31 日以前の期間は、上記 2.（注 1）ii の『2 分の 1 を超える期間』に該当しないものとされます。

### 5. まとめ

今回の改正で課税対象等が明確化されましたが、一般社団法人等に係る課税の規制は今後も強化される可能性があります。しかし依然として一般社団法人等を信託財産の受託者とする手法は、安心・安全な相続対策として有効と考えられます。既に一般社団法人等を活用されているお客様は原点に戻った対策が必要となるかも知れません。ぜひ弊社にご相談下さい。